

平成23年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成23年5月2日(月) 午前9時00分～午前10時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)
- (2) 平成23年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)
- (3) 緊急震災対策事業計画について (関係部局)

3 連絡事項

- ①住宅用火災警報器について (消防本部)
- ②笑顔甲子園について (企画部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

連休中の間ですが、5月に入りました。臨時議会もありますし、この間の統一地方選挙において新しい議会構成や議員の皆様方も誕生しましたので、気持ちも新たに望んでいただきたいと思います。

それでは、本日の議題は、まず、臨時市議会が5月9日に召集告示、5月16日に召集されます。また、引き続いて6月議会もありますので、遺漏のない対応をお願いいたします。

また、本日は「重要事業及び懸案事項」の議題がありますが、長期的な視野に立ったまちづくりの基礎となるものです。各部から報告を受けますが、他の部局のテーマについても十分お互いに理解をしておいてください。

2 議 事

(1) 臨時議会提出議案について (各部局)

市長 議事に入る。まず、「臨時議会提出議案について」、環境部、福祉部、企画部、教育委員会事務局、消防本部、市民部の順番でお願いする。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

<環境部長>

報告第4号、「専決処分の報告」について、説明する。

本件は、「損害賠償の額の決定について」でございまして、平成23年1月31日午前10時頃、新居浜市清掃センターごみ焼却施設において、相手方が市の委託により収集した可燃ごみを投入した際、車両検知センサーの異常により閉鎖した同施設のごみ投入扉が収集車に接触し、当該車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成23年3月8日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び株式会社損害保険ジャパンの査定により、車両の修理に要する費用、「19万7,610円」と決定したものであり、全額、株式会社損害保険ジャパンから市へ支払われている。

ごみ焼却施設については、毎年、緊急度や優先度を勘案しながら、各種機器の定期点検整備工事を実施するなど、安全で安定したごみ処理に努めている。この事故の原因については、車両感知センサーの信号を受信するコントローラーが経年劣化により故障し、車両を検知できなかったためと判明したため、事故報告後、速やかにコントローラーの交換を実施した。今後とも、このような事故が起こらないよう、適正な施設の維持管理に努める。

<福祉部長>

報告第5号「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定についてである。今回の改正は、出産育児一時金と賦課限度額を改めたものである。まず、出産育児一時金については、条例第4条第1項に規定している出産育児一時金の支給額を、35万円から39万円に引き上げたものである。これは、健康保険法施行令の一部改正によって、平成21年10月からの出産に対し、緊急的な少子化対策として暫定的に措置されていた4万円の上乗せが、平成23年4月から恒常化されたことに伴い、同様に条例を改正したものである。

次に、賦課限度額については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、第10条の6並びに第16条第1項、第3項及び第4項に規定している基礎賦課額の限度額を50万円から51万円に、第11条の9及び第16条第3項に規定している後期高齢者支援金等賦課額の限度額を13万円から14万円に、第12条の5及び第16条第4項に規定している介護納付金の賦課限度額を10万円から12万円にそれぞれ、引き上げたものである。この改正によって、賦課限度額到達世帯につきましては、最高で年間4万円の保険料の増額となり、年間最高保険料額が73万円から77万円となるが、これら所得の高い世帯にさらなる負担を求めることで、保険料等の最も負担感が強いとされる中間所得者層の負担軽減を図ることが可能となる。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行し、改正後の出産育児一時金の規定は、施行日以後の出産について、また、賦課限度額の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用することとしている。

<企画部長>

報告第6号から第8号までの専決処分について。これらの報告は、平成22年度一般会計及び

国民健康保険事業、老人保健事業の2つの特別会計について、補正予算を専決処分したものである。

まず、報告第6号は、平成22年度一般会計補正予算（第8号）は、今回の補正は、補正額欄の計のところにあるように、1億7,523万4千円を追加し、補正後の予算総額を465億844万6千円とするものである。歳入のうち、市税については、決算見込み額の増が見込まれることから、3億4千万円を追加するものである。地方消費税交付金と地方交付税については、交付額が確定したことから、それぞれ2億3,755万6千円、1億2,625万8千円を追加するもの。繰入金については、老人保健事業特別会計の廃止に伴い、剰余金、1億1,222万円を一般会計に繰り入れるものである。市債については、市税の増収分を充当したため、慈光園建設事業に係る市債6億4,080万円を減額するもの。歳出については、22年度決算見込み額の剰余分を財政調整基金に1億7,523万4千円積み立てるもの。

次に、報告第7号、平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であり、補正内容は、歳入については、療養給付費等交付金の増額が見込まれることから、3,000万円の追加である。歳出については、決算見込みの減額が見込まれることから、共同事業拠出金、保健事業費、予備費をそれぞれ減額し、国保財政調整基金への積立措置のため、基金積立金を1億5,000万円追加するものである。

次に、報告第8号は平成22年度老人保健事業特別会計補正予算（第2号）で、補正内容は、歳入、歳出ともに決算額が確定したため、特別会計の廃止に伴い、決算剰余金、1億1,222万円を一般会計に繰出すための予算措置となっている。

<教育委員会事務局長>

報告第9号「専決処分の報告」について、本件は、「学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えの提起」についてであり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定により、報告するもの。新居浜市は、学校給食費滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、平成18年度から平成21年度までの学校給食費滞納者のうち、特に悪質な滞納者16世帯に対し、平成23年2月18日に新居浜簡易裁判所へ支払い督促の申立てを行った。その結果、16世帯のうち、2世帯から「分割払いを希望する」内容等の督促意義申立書が提出されたため、民事訴訟法第395条の規定により、意義申立てがあった場合、支払い督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされることから、被告に対する学校給食費の支払いの請求について、訴訟手続きに移行することになったものである。この訴訟の内容としては、児童の保護者2人に対し、未払学校給食費の支払いを求めるものであり、滞納金額は合計すると、26万6,040円となる。

<消防本部長>

議案第40号「新居浜市水防条例の一部を改正する条例の制定」について、近年、集中豪雨による被害が頻発していることから、昨年6月、7月、10月にも全国各地で浸水や土砂災害などによる被害が発生している。また、本年3月には東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超えた大津波により多くの尊い命が犠牲になっている。このような状況を踏まえ、本市の水

防計画、そのほか水防に関する重要な事項を調査・審議している水防協議会の機能の更なる強化を図るべく、その委員の定数を現行の水防法第33条第3項の規定に合わせ20人以内から25人以内に改正しようとするものである。この改正により、現行より多方面からの知見集約等が可能となることから、不測の事態に迅速かつ柔軟に対応できるものと考えている。なお、この条例は公布の日から施行する。

<市民部長>

議案第41号「新居浜市災害対策基金条例の一部を改正する条例」の制定について、平成16年の災害を受け、市内において大規模災害が発生した場合の迅速な災害対応と市民生活の早期安定に資することを目的として、新居浜市災害対策基金を設置している。本議案は、この度の東日本大震災の教訓を生かし、本市における災害対策に万全を期するため、現在、第1条に規定している設置目的から、その用途を、市内の災害応急対策に限定している本基金について、災害予防を含めた総合的な災害対策に使うことができるよう、また、大規模災害が発生した際の被災地に対する支援活動に、市内外を問わず使うことができるよう、同条の規定を改正しようとするもの。この改正により、基金を災害に対する備えの更なる強化を目的とした施策に使うことができるようになることから、災害に強いまちづくりに資するとともに、被災地に対する本市の応援の声を支援物資や義援金という形で届けることができることとなる。なお、この条例は、公布の日から施行する。

- 市長 水防協議会委員の定数増の人選は終了しているのか。
- 消防長 今回、組織機構改革により、防災安全課が市民部に所管替えとなったので、市民部長を委員として追加し、21名となっている。
- 市長 25名の定員のうち、4名は空席ということか。
- 消防長 そうである。
- 市長 関連する団体から委員として活動してもらってよいのではないか。
- 副市長 25名というのは、水防法で決まっている数字なのか。
- 消防長 水防法では25名以内であるが、条例では20名以内と規定してあった。
- 副市長 今回改めるのは、東北大震災があり、その対応のためなのか。
- 消防長 市の組織機構改革によるものと、法律との整合性を取るためである。
- 市長 定数を増加した分は、市内での対応はもちろん、関係団体で委員への対応ができていないところがあれば、対応するように。
- 市長 水防は、津波も入るのか。
- 市民部長 高潮も水防に入る。影響は同じであるので水防だと考える。
- 市長 条例の中身について、こういう考え方で委員数を増やすということを議会までに詰めておくように。
- 市長 災害対策基金は、説明のとおりであるが、当初は3000万円を支出するに当たって専決ということも考えたが、専決するほどの緊急性がなかったということと条例

をきちんと改正した上で予算の対応をしていこうという考え方での対応である。
予算については6月議会で対応する。
学校給食費については、16世帯のうち14世帯は応じているのか。

教育委員会

事務局長 16世帯のうち、5世帯は郵便を受け取っていない。受け取っている9世帯のうち2世帯が今回の訴えがあった。

市長 支払した人はいないのか。

教育委員会

事務局長 一部支払い済みの人はいる。金額は多くはない。

市長 水防条例の一部改正に関してはもう少し整理をしておくこと。

(2) 平成23年度重要事業及び懸案事項について (各部局)

市長 平成23年度重要事業及び懸案事項について各部より、説明をお願いします。

前回、執行方針の中で説明を受けたが、今回は指針の変更、新規項目を付け加えることを中心にお願いします。

それでは、3部ずつで進めていく。

<各部局長が、別添資料、平成第23年度重要事業及び懸案事項に沿って説明>

<企画部長>

企画部の重要事業・懸案事項は、変更分、4項目で、まず、荷内沖埋立事業については、今年1月の新居浜商工会議所との懇談会の際に、勉強会設置の要望があり、市としては「関係機関のご意見も参考にしながら、今後の方向性等の検討を行っていきたい」と回答しており、第五次長期総合計画の中では、「長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討する」としているため、今後の指針(案)としましては、再度、埋立て経費のシミュレーションなどを行うなど、事業の必要性、実現の可能性、財政状況、経済情勢等を踏まえ、引き続き検討していくこととしている。

次に、総合健康運動公園構想については、総合運動公園エリアとして検討していた観音原周辺地区については、内陸型工業用地として活用する方針を決定したため、今後においては、「総合運動公園整備の推進」として、第5次長期総合計画の基本計画に位置づけ、立地場所や施設内容、規模、財源等を含めた検討を進めていくこととしている。

次の瀬戸・寿上水道問題の取組みについては、昨年度も組合長と説明会の開催に向けた協議や要請を行ってきたが、組合内部の問題や組合長の交代などもあり、開催には至っていない。問題解決に向けた基本的な指針はこれまでと変わらないが、今年度は、市の考え方を法的な面も含め再度、整理確認し、地元説明会の早期開催を働きかけていきたいと考えている。

次に総合文化施設(仮称)あかがねミュージアムの建設については、平成22年度は市民文化センターの大ホール・中ホールとの住み分けと郷土美術館の今後の活用方針を整理するとともに、公募型プロポーザルにより設計事業者の選定を行った。今年度は、市民で組織する総合文化施設建設

委員会を設置して、鴻上尚史氏など本市に縁のあるスーパーアドバイザーから助言をいただきながら、設計事業者とともに建築の基本設計・実施設計を完了させ、開館以降の市民協働による施設運営のためのアウトフレームも構築していきたいと考えている。

<総務部長>

総務部の平成23年度重要事業及び懸案事項は3件であるが、1件について説明する。

「債権管理事務執行体制の確立」について、平成22年4月に債権管理対策室が設置され、9月に策定した「新居浜市債権管理計画」に基づき、平成23年1月には保育所保育料40件及び国保料10件について所管課からの移管を受け、滞納処分に着手した。その結果、平成22年度末現在の実績として、徴収率19.51%、徴収額8,964,196円、差押18件となっている。そのことが、滞納者への納税の必要性PRにもつながり、担当課の努力もあり保育料・国保料とも徴収率が前年度よりアップしている。今後も、移管を受けた保育料・国保料については、移管期限の平成24年3月まで、徹底した財産調査を進めていき、滞納処分による徴収率の向上を図る。また、平成24年度に向けた債権管理対策室の事務内容については、第1に、介護保険料や下水道事業受益者負担金等、差押対象債権の拡大、第2に、平成24年度からの実施を検討している公売に合わせた自動車や不動産等の差押対象財産の拡大、第3に、徴収率の全体目標設定等の徴収率向上対策、第4に、事務内容の拡大に伴う債権管理対策室の人的体制、第5に、事務内容の拡大等に伴う「新居浜市債権管理計画」の改訂、以上について、平成23年8月までに債権管理委員会で協議、決定する。

<福祉部長>

福祉部からは、7事業のうち、新規4事業、変更1事業について説明する。

まず、心身障害者福祉センターの大規模改修については、平成24年度に大規模改修を予定しているが、平成23年度はその改修に向けての設計を行う予定である。4月には、指定管理者や利用者団体、自立支援協議会委員などを構成員とする心身障害者福祉センター改修協議会を設置し、初回会議を開催した。当初予算編成時までに改修設計ができるよう、センターの改修内容や利用者拡大のための方策、事業の見直し等の検証を行う。

次に、新慈光園については、平成24年4月以降の管理運営形態を指定管理者制度とするとの結論となり、2月には市議会に対し会派説明を実施、平成24年4月以降は指定管理者制度を導入する予定であることを説明した。本年度において、指定管理者制度導入のための条例改正を6月に、指定管理者の公募・決定及び引継ぎ等を8月から3月にかけて行う予定。

次に、高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）の策定については、平成24年度からの3か年計画となるが、介護保険事業計画では介護保険施設の基盤整備に重点が置かれた4期計画を検証し、団塊の世代がすべて高齢者となる平成26年度末を見据えた計画を策定したいと考えている。また、高齢者福祉計画の独居高齢者の見守り体制の整備については、現在の見守り推進員の任期が本年9月末までであることを踏まえながら、引き続き協議を継続していく。今後の方向性としては、当面は要綱の改正等を行い現体制の維持を図りながら、自助・共助・公助の連携による、地域福祉という視点での見守り体制構築ができるよう協議を進めていく。

次に、保育所の民営化については、基本方針の見直しを踏まえ、今年度は、平成24年の中萩保育園の円滑な民間移管に向けた三者懇談会、引継ぎ保育及び施設整備等を実施するとともに、平成25年の新居浜保育園の民営化に向けた保護者説明や移管条件の決定等の事務作業を進めていく。

最後に、保育所保育料の収入未済額の減額については、滞納対策については、平成22年度に設置された債権管理対策室へ悪質な滞納者を移管することにより、滞納処分を行い、厳正に対処している。これまでは、在園者分についての未収額の増加を抑えるため、在園者について優先的に対応してきたが、今後は体制を整備したうえで、卒・退園者への対応についても強化していく。

市長 債権管理の徴収率19%というのは、移管されたものについてが19%ということか。

総務部長 そうである。

市長 これは評価できる数字なのか。

総務部長 今まで未入金であったものが入金されたという意味では、成果としてあらわれている。保育料・国保料ともに、徴収率が前年度よりアップしているので、債権管理、強制執行に伴う効果は多少はあったと思う。

市長 保育料については22年は徴収率が上がったのか。

総務部長 4月18日現在で保育料の徴収率は現年度分が0.2ポイント上昇、過年度分の対応が15.1ポイント上昇している。滞納者世帯についても96世帯減少している。

副市長 荷内沖埋め立て事業については、商工会議所と勉強会をしていく方向か。

企画部長 商工会議所とやっていく予定である。

副市長 若水乳児園、若宮保育園について、確認はできてはいないのだが、木造でないとか起債の承認が得られないかもしれないので、設計の発注時に留意するように。

<市民部長>

市民部は、10項目のうち4項目について概要を説明する。

まず、新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進について、まちづくり協働オフィスの利用登録団体は、前年度末比で11団体増の194団体となり、認知度も上がってきている。今年度は、さらなる利用促進をはかるとともに、平成22年度に見直しを行った「協働事業推進のためのガイドライン」に基づいて、協働の取り組みを進める。また、23年度が、24年度からのまちづくり協働オフィス事業の受託団体の公募を行う年度となるため、まちづくり協働オフィス事業の見直しを行い、今後の事業推進に向けて、内容等の方針を決定する。

次に、住宅新築資金等貸付金の償還推進については、平成22年度に設置した愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会において、参加市町と連携を図りながら滞納の解消に努める。また、平成22年度に引き続き、司法書士や顧問弁護士等の専門家に、個々の事例について法的相談や事務処理の指導を受け、償還促進につながるよう努める。

次に、防災行政無線の拡充については、昨年度全市を一つのシステムとして整備し、本年4月1

日より運用を開始しているが、今後更なる情報伝達体制の充実を図るため、地域 Wi-Max を利用した既存の自治会広報塔への接続を検討する。平成 23 年度に、電波伝搬調査、音響エリア調査、既設設備調査等を踏まえて実施設計を行い、平成 24 年度に工事を予定している。

最後に、新規分として、老朽危険家屋現況調査について、適正な管理がされずに放置され、近隣者や通行者に悪影響を及ぼす危険建築物の実態について現地調査を実施し台帳を整備したいと考えている。

現在、市民から通報のあった事例等について、関係各課（消防本部予防課・建築指導課・ごみ減量課・防災安全課）による情報交換や対応を協議しているが、個人の所有物件は、所有者が適正に管理すべきものであり、市としては、関係法令への適合について通知文書の送付等による適正な管理のお願いが主なものとなっており、是正が進んでいない。また、前提となる、市内に散在する管理放棄家屋の状況や分布について実態の把握ができていないことから、平成 23 年度に市内全域の実態調査を実施し、台帳を整備して、今後の市の対応について検討していく。

<環境部長>

環境部の重要事業及び懸案事項は、7 項目のうち、新規 1 項目を含む 5 項目を説明する。

まず、「浄化槽設置整備事業」は、昭和 63 年度から継続実施しており、平成 22 年度は 56 基を補助している。今後も引き続き公共下水道事業認可区域外について、設置促進を図り、公共下水道整備と併せて水洗化率の向上を目指す。

次に、新規の「地球温暖化対策地域計画の策定」は、新居浜市域全体の温室効果ガス排出量を算出し、削減目標を設定して、削減に向けた取り組みを行うための計画を策定するもので、平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年で、パブリックコメントや環境審議会への諮問等を経て策定する。

次に、「環境自治体会議」は、5 月 25 日から 27 日までの 3 日間、本市で開催するため、実行委員会や企画委員会において協議を重ね、開催内容等について決定した。今後は、リハーサル等を実施して運営体制の確認を行うとともに、関係自治体や多くの市民に会議へ参加していただくために、広報に努める。

次に、「ごみ有料化」は、家庭ごみのうち、大型ごみの戸別収集については、特定の市民へのサービスの側面が強いことから、負担の公平を図るため、平成 24 年度の有料化実施に向けて準備を進める。また、その他一般家庭ごみについては、ごみ減量化施策に取り組み、自治会との意見交換を行いながら、引き続き検討を行う。

最後に、「公共下水道事業・浸水対策事業」は、「社会資本整備総合交付金事業」のうち、水の安全・安心基盤整備として実施しているが、汚水施設は、滝の宮汚水幹線、池田汚水枝線などの整備を行い、雨水施設は、南小松原雨水幹線、上泉雨水幹線などの整備を行う。また、平成 23 年度末までに、認可区域の拡大を含む公共下水道事業計画の変更認可を取得する。

<経済部長>

「さらなる企業立地の推進」について、現状報告をする。貯木場事業用地 11 区画のうち現在 10 区画売れており、分譲価格 3 億 9,100 万余元が現在の分譲予定、契約予定であり、全区

画中93.9%の分譲になっている。多極型産業推進事業用地は9区画中3区画が売れており、分譲価格1億7,180万あまりで、40.4%の分譲である。全体が売れると、9億3,800万円余りであるが、現在までにすでに分譲しているところと契約予定を合わせると5億6,292万円余りで6割である。用地費用が貯木場で3億4,500万円あまり、多極が8億3,500万円余りで合計11億円あまりだが、うち公有財産購入費を除くとかかった経費が7億2,800万円余り、現在回収できているものが5億6,000万円である。来年度以降かかった費用が回収できるように努力していきたい。地図で示すと、貯木場用地については、一番北の端が未定であるが、その南の土地については、現在クレーン協会と交渉中で5月の総会で立地していただけるか決定する予定である。多極型用地は、契約済みの三恵会の用地の北4区画については現在未定であり、その東2区画についても未定、合わせて6区画が未定である。3年間かけて売却していくが、この区画がすべて売れると、今現在、平尾で造成している土地も含めて、新居浜市としては工業用地がないということになる。

次にデマンドタクシーの現況であるが、1月から開始したが、登録者の推移については、4月21日現在392人であり、乗りたいといわれている方からすればおおむね登録していただいている。しかしながら利用者については、4月21日現在57人ということで、それほど成果が上がっていないということ。川東エリア、上部東エリア、上部西エリアの利用者の累計では、現在3エリアで444人の利用がある。上部東エリアが188人と一番多く利用していただいている。4月にアンケート調査を行っているが、「なぜ利用しないのか。」という問いに対して「他に移動手段がある。」というのが一番多い回答になっている。アンケートの集計結果については、今後庁議において報告をしていきたい。デマンドタクシーについては年齢制限を設けていないので、市の職員もできるだけ乗っていただきたいと思っている。

次に、地産地消協力店認定制度については、新居浜市の食材を認知していただくために、協力店を市長が認定をする、ということで6月号の市政だよりで募集をする。100店舗の認定を目指している。区分としては、直売所、量販店、小売店が一つのグループ、また、料理飲食店等、それと食品加工事業者というようなグループ分けで地産地消を推進し、認定証を発行する。認定証はアクリル板で作成し、マスコットキャラクターを印刷する。認定書はお店に掲示していただき、新居浜市の農水畜産物をPRしてもらい地産地消を推進する。今年度から新規事業で取り組んでいきたい。

- 市長 多極用地は南の方はあまり話がないということか。音が出るものはだめだとかの制約があるからか。
- 経済部長 そうである。鉄工所ならすぐに売れると思われるが・・・。
- 副市長 区画分けはこだわらないのか。
- 経済部長 一応分割しているが4区画全部買っていただいてもよい。
- 市長 公共下水道の認可区域の拡大については、庁内での打ち合わせは進んでいるのか。
- 環境部長 はい。話をしているが、財政計画的なものは十分詰められていない。

市長 内容を固めておいてください。

<建設部長>

建設部は、10項目のうち4項目について説明する。

まず、駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために関係機関との積極的な協議については、長期総合計画策定時から、議論されてきたが、平成23年度中に、駅南の整備方針を決定し、併せて鉄道高架についての結論を出したい。

次に、川東地区の公園整備については、22年度末に場所については、地元自治会などと位置の決定がされたことから、今年度、公園建設予定地の測量設計に取り組み、24年度からは工事等に本格的に実施したい。

次に、駅周辺整備事業については、今後のスケジュールが変更となり、平成23年度駐車場、平成24年度駐輪場、南北連絡通路については、平成25年度、人の広場については、平成26年度の完成を目指して取り組みたい。駐車場については、先程の駅南の項目で今年度検討する中で、駐車場の整備についても併せて検討をしていきたく考えている。また、モニュメントについては、設置審査委員会を6月初旬には、第1回目を開催し、公募方法等を決定し、今年度中に選定を行い、平成24年度には、設置をしたいと考えている。

次に、民間木造住宅耐震改修事業については、昨年度から事業を行っているが、昨年度は、実績はない。今年度から、補助メニューが変わった関係で、国の補助率が50%まで引き上げられたことや、収入分位による対象制限がなくなり、利用しやすくなった。

<水道局長>

今年度重要・懸案事業の新規事業として取り扱う5件について、まず、瀬戸・寿上水道問題への取り組みについては、漏水対応を指導すると共に、市上水道と統合をするための取り組みを瀬戸寿上水道問題検討委員会を通じて積極的に取り組む。

施設の整備促進については、23年度は新山根配水地の地盤改良、送水場の用地購入・敷地造成及び船木配水地の用地購入・敷地造成を行う。

管路の整備については、引き続き耐震化を積極的に推進する。

管路台帳システムの整備については、長年の懸案事項であったが、おおむね準備が整ったので、23、24年度で整備を進めていく。このことにより、管理精度、市民サービスが格段に向上するものと考えている。

水道施設監視システムの更新については、給水管理の要となるシステムであるが、耐用年数が経過し、安定管理に支障をきたす恐れがあるので、早急な更新が必要となっている。23年度は実施設計を行うが、先般委託契約の施工伺いを行ったところである。

<教育委員会事務局長>

教育委員会からは、5項目中、変更をした2項目について説明をする。

まず、「教育施設・体育文化施設の整備促進」であるが、平成18年度から実施をしている学

校施設の耐震補強工事については、平成22年度末現在で、耐震化率が85.2%となっている。平成23年度は、多喜浜小、北中、角野中北棟を実施する予定であるが、これにより耐震化率は88.9%となる。最終年度である平成24年度は、残りの宮西小、浮島小、南中南棟、角野小西2棟を実施する予定である。なお、角野小西2棟については、大規模改修も合わせて実施する予定である。また、運動場照明については、支柱の老朽化や照度の改善の要望が強いため、平成25年度から順次改修の予定としている。公民館については、平成25年度に口屋跡公民館、平成28年度に多喜浜公民館の大規模改修を実施する予定としている。

次に、「地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携」については、昨年10月に新居浜市の特別支援教育の中核施設として「こども発達支援センター」を開設し、発達に課題のある子どもたちの支援充実が図られているが、県立特別支援学校においても本校化の要望が実り、平成23年度から新居浜特別支援学校として開校している。今後においても特別支援学校と市内小中学校の児童生徒、教職員との相互交流を更に深めるとともに、特別支援学校における肢体不自由児、医療的ケアを要する児童生徒、障がいが重度で重複した児童生徒の受け入れや卒業後の自立を視野に入れた高等部における「産業科」の設置等、機能強化について要望していきたい。

<消防長>

5項目のうち2項目について説明する。「南消防庁舎の整備」については、昭和31年に建設し老朽化が進んでいることから、今年度は庁舎の耐震化を図るためまず耐震診断を行い、その結果により計画的に耐震補強及び大規模改修を行い、防災拠点としての機能の充実を図りたい。次に、「救急体制の充実」については、救急患者の正確な情報を認知するとともに救命率の向上を図ることができるため、今年度から一人暮らしの高齢者等の希望者を対象に「救急医療情報キット」の配布を予定している。この「救急医療情報キット」は専用容器の中に医療情報、個人情報を記載し、冷蔵庫の中などに保管しておくもので、救急活動時の大きな手助けになり、救命率の向上につながると考えている。

市長 耐震改修は利用者からすると負担が少なくなるのか？

建設部長 利用者の負担が減少する。

市長 市の負担はあるのか。

建設部長 負担している。

市長 実績がゼロなので、PR不足だと思う。震災の影響で今から関心が出てくるとは思うが。

建設部長 今までは、収入分位40%は補助金が出ないという部分にひっかかっていたが今回制限がなくなったので期待できる。

市長 ただ今報告をいただいたものの中で、新規あるいは変更については報告通り扱っていく。

(3) 緊急震災対策事業計画について

緊急震災対策事業計画について今回の東日本大震災を受けて新居浜市としてハード、ソフトの両面において、今後やるべきことを提示しようということで第1回の庁議で提案をした。その後各部局の問題点、また、現状、対応方針についての報告をしてもらったので、この後、震災関連対策として各部局から説明をお願いします。

現時点ではそれぞれの部局からの提出について整理できていない状況である。色分けについては防災安全課での判断で色分けをしているが、決定ではないので、もう1度整理集約するが、本日は、現時点での各部局の問題点等について説明をお願いします。

<企画部><総務部><福祉部>の順番でお願いします。

<各部局長が、別添資料、新居浜市緊急震災関連対策事業計画書案に沿って説明>

<企画部長>

ハード面では、電算機室の機器や情報システムの稼働が、停電により停止した場合の対策として、庁舎屋上の無停電電源装置と発電機により、給電対応は可能となっている。しかし、無停電電源装置については、耐用年数が過ぎており、装置の更新が必要となっているので、予算化に向け検討が必要。

近代化産業遺産関係では、保存活用方策を検討している、旧端出場水力発電所と山田社宅2棟については、それぞれ耐震性についての確認はできていないが、旧端出場水力発電所については、今年度、耐震も含めた調査を予定しており、今後、その調査結果や活用方策の検討結果に基づき、補修工事等を実施することとしている。

次に、ソフト面では、情報資産の保護として、住民情報等、基幹システムの電子データのバックアップについては毎日、耐火金庫に保管しており、月に一度、遠隔地にも保管するようにしている。

また、庁内LAN等の電子データも耐火金庫には保管しているが、各課所の固有システムの電子データのバックアップ状況は、各課所で対応が異なっているため、庁内LAN等の電子データも含め、今後、バックアップ対策について検討が必要であるという状況である。

<総務部>

なし

<福祉部>

保育所については、公立13園私立15園あるが、耐震診断の結果、耐震改修が必要な保育所が公立では新居浜保育園1園である。特定建築物で耐震改修促進法に規定されている耐震診断を実施していない私立保育所が2園ある。特定建築物以外の耐震診断を実施していない保育所は公立10園、私立8園となっている。この18園については早期に耐震診断を実施する必要がある。今年度の対応については、若水若宮保育園については改築設計を実施する。特定建築物でない公立保育所10園のうち4園、金子、垣生、高津、大生院については耐震診断を実施する。特定建築物の対象で耐震診断未実施の私立2園については耐震診断を実施予定であると伺っている。居住施設である青光寮、東新学園とともに耐震診断を実施していないことから早期に耐震診断を

実施しなければならないと考えている。ただし、東新学園は改築計画がある。地震のソフト面については、総合福祉センターについては地震に対する訓練は実施していないので今後は現状の避難訓練に加え、地震を想定した避難訓練の立案・実施を検討し、災害時の避難所としての機能充実を図る。老人センターについても、地震に対する避難訓練は実施していないため、今後は地震を想定した避難訓練も定期的に実施するように指導する。児童センターについても同様の対応をする。津波へのソフト面の対応のうち、老人センターについては、今年度の対応として沿岸地域の施設については避難訓練の際に津波を想定した訓練も実施するよう指導する。保育所、児童センターについても同様。

<市民部>

市民部からは、5項目について報告する。

まず、地震対策のハード整備では、防災行政無線の拡充について、自治会広報塔との接続について進めていく必要がある。23年度調査、設計、24年度工事施行を予定している。今回の津波注意報発令による注意喚起の伝達に約2時間かかったため、防災行政無線の拡充は必要であると考え

る。次に、地震対策のソフトでは、備蓄物資について品目、数量、保管場所の再検討する必要があると考えている。現在の県が示している物資の量で適当かどうか、これまでは、3日間凌げば救援物資が届くという前提にたっていたが、今回の震災では、1週間や10日間など支援物資が全く来ないというところもあったようである。また、備蓄場所も、現在は、大島と別子山に食料品の一部があるが、備蓄量が十分かどうか他の場所はどうか検討する必要がある。合わせて避難所となる施設に必要な設備、資機材も検討していくことが必要と考える。

次に、市民課の戸籍データ保管について、本庁と法務局西条支局以外にバックアップをどうするか、これは全庁的に同じ問題があると思う。

次に、津波対策のハードでは、潮位観測システムの整備であるが、河川の水位観測と同様に防災行政無線を利用した監視カメラの整備により、より安全で早く本庁において状況の把握ができるものと思う。

次に、津波対策のソフトでは、防災マップの作成が必要と考える。これまで、瀬戸内海の一番奥である燧灘では、津波に対する直接的な被害をほとんど想定していなかった。各部局で、津波対策を記入していただいているが、前提となる津波高や浸水想定がまちまちでは、対策の立てようもない。まず前提となる防災マップあるいは浸水想定区域図が必要と考える。これは、台風の高潮対策にも有効となる。

<環境部>

「地震対策のハード面」では、公共下水道の管渠は、重要な幹線10kmのうち、1.5kmが阪神淡路大震災以降の耐震設計で施工されているが、残りの部分の調査を実施し、耐震化工事が必要である。雨水ポンプ場や下水処理場は、旧耐震設計であるため、耐震診断を実施し、耐震化を含む改築更新工事が必要である。また、斎場や衛生センターは、老朽化が進んでおり、耐震化を含む改築や建替計画の検討が必要である。清掃センターや最終処分場は、重大な損傷は生じないと考え

ているが、想定外の事象に備えて必要な資材等の備蓄、整備が必要である。

次に、「地震対策のソフト面」は、公共下水道は、損傷を受けた排水設備の調査、復旧のために、排水設備指定工事店との連絡体制を整備するとともに、下水道使用の可否の周知方法を検討する必要がある。また、職員が配置されている下水処理場や清掃センター等の施設は、防災訓練の実施や、非常時の役割分担等を地震対応マニュアルで認識しておくことが必要。その他、仮設トイレ、ごみの仮置き場の確保や、し尿収集処理、死体の火葬などの広域対応も必要と思われる。

次に、「津波対策のハード面」は、沿岸部にある施設の雨水ポンプ場や下水処理場、最終処分場、衛生センターなどについて、浸水防止対策や浸水した場合の排水対策等を検討する必要がある。

「津波対策のソフト面」は、沿岸部の各施設について、地震対策と同様な対策が必要と思われる。

<経済部>

地震対策のソフト面について新居浜市は山間部に観光施設が多いため、地震が発生した時に観光施設へのアクセスルートが寸断され、観光客が孤立する恐れがある。その際、施設には非常用食料や救急用具等を設置していないため、対策が必要となる。津波対策のハード面、漁協施設の予想津波高は40センチとなっているが、想定を超えると被害が甚大となるため、県に対して予想津波高の見直しなどの再検討を要望する必要がある。

<建設部>

地震のハード面について、市道にかかる橋長15m以上の橋梁は78橋あるが、桁の落橋防止対策が施された橋梁は15橋で約8割が未対策となっている。今年度から長寿命化対策事業を実施するため、できればあわせて落橋防止対策も行いたい。

市営住宅については、以前に一次耐震診断を行ったが、市営住宅としては20棟あまりが問題ありの判定が出たため、今年度の長寿命化計画の中でどういう風に進めるかを計画していきたい。

公園については一時避難場所として利用されることが想定されるが、現在十分な防災機能がないので、今後建設を計画している川東公園等については防災機能のある公園として整備していきたい。地震のソフト対策について、耐震診断、耐震改修補助については十分周知し活用を図ってもらおう。津波対策のソフト面については、国領川緑地公園の利用者に対して、どのように周知するのかその方法について検討したい。

<議会事務局長>

議員台帳をデータで管理しているため、サーバーが損害を受けた場合に滅失する恐れがあることから、情報政策課と協議を行いデータのバックアップ保管方法について検討する。

<水道局>

現状の防災計画は、平成17年度策定の新居浜市地域防災計画と平成18年度・水道局が策定した災害対策マニュアルが指針となっておりますが、これまで改定がなされていないのが現状である。このようなことから、市の防災計画に整合した新たな災害対策マニュアルの策定が急務と考えている。内容的には、津波対策、地震対策は、ほぼ共通しているので地震対策により説明する。

ハード面であるが、今回の東北地方への派遣により、教訓を得た給水車の整備、可搬ポリタンク、ポリパック保有度の向上に取り組む。配水地等については、本年度から順次整備充実を行う。配水管の耐震化については、引き続き推進するとともに、工業用水道についても、検討を行う。また、

施設では電力供給不能対策や建築物の耐震化などを検討する。

ソフト面では、災害対策マニュアルの整備を市全体の防災計画と整合を取り進める。防災拠点の整備については、ライフラインの確保が重要であることから全庁的な検討の中で対応を行う。そのほか、防災訓練の実施、管路台帳システムの整備に努める。

<教育委員会事務局>

ハード面について、学校に関しては平成24年度に耐震改修が完了するが他の施設については、古い耐震基準で建てられたものが多いので、補修改修等対応できないか検討したい。

ソフト面では、学校では年に1回避難訓練を実施している。津波に関しては実施していないので、津波に関する知識について理解を深めるとともに被害が想定されている学校については避難誘導訓練を実施する。公民館等についても今年度新たに防災行政無線が開始されたので、情報伝達・誘導體制を確立するとともに、訓練の実施をしたい。体育文化施設についても、指定管理者に津波を想定した避難誘導計画や訓練を実施させる。

<消防本部>

地震対策のハード面について消防署・分団詰所は災害時の防災拠点として存続しなければならないが、耐震診断が必要な施設が多数残っている。北消防署、川東分署、南消防署、水道倉庫2か所、消防分団詰所では8か所、耐震診断がされていない。今年度は北消防署、川東分署、南消防署が耐震診断を予定している。その結果として耐震補強をしたい。南消防署については大規模改修を実施する予定。また、分団詰所について現在は未定であるので今後耐震診断の実施が必要と考えている。

<出納室>

地震のソフト面で建物の被害による金庫室の破損や伊予銀行の出張所が損害を受けたことを想定して出張所と協議をしたい。持ち出し方法を確認していきたい。

<監査>

なし

<農業委員会>

なし

<港務局>

まず、地震対策のハード、臨港道路内の橋梁5橋については、耐震強化が図られておらず、大規模地震により落橋及び損壊の恐れがありますので、耐震診断を検討する必要があると考えている。特に、太鼓大橋は、コンテナ等、物流等に大きな支障を与えるため、落橋防止工事等の検討が必要と考えている。外郭施設（護岸）及び係留施設（岸壁等）については、耐震強化が図られていないため、大規模地震により損壊の恐れがある。平成23年度より、港湾施設長寿命化事業で調査を実施することとしており、劣化の著しいものについては、対策の検討を行いたいと考えている。なお、東港地区の-7.5m耐震強化岸壁については、岸壁部は既に完了しており、ふ頭用地造成事業の完了により、本年10月の暫定供用を予定している。

次に、ソフトについて、港湾機能の保全について、現在、四国内の港湾では、港湾BCP（事業継続計画）について、平成21年度、高松港が策定に着手し、平成23年度には高知港で策定に着手が予定されている。新居浜港においては、これらを参考に、港湾BCP（事業継続計画）策定

に向け、検討を行いたいと考えている。

<選挙管理委員会>

選挙管理委員会事務局については、ソフト面2件の対策である。選挙用データが損壊した場合、そのデータを喪失しても、選挙人名簿自体は基幹システムの住民基本台帳から作成が可能であり、致命的なデータ喪失ではないが、過去のデータを参照できないことにより事務処理等で支障を生じることとなる。このため、今年度、データのバックアップ保管方法について検討したい。また、選挙時に被災した場合であるが、投票日当日に被災した場合、投票者の誘導や投票箱・投票用紙をどうすべきかについて、対応が定まっていないため、現場での具体的な行動対応についてのマニュアル整備を検討していく。

市長 今回の震災を受けて考えられるものをすべて出していただいたが、整理についてはまだできていないので、防災安全課で対応ができていないもの、23年度中に対策を講じる予定、24年度以降対応する事業を色分けしてもらった。今後すべての事業について実施していこうというわけにはならないので、基本としては基本の想定があってそれを受けて対策をたてている、それとソフト、ハードと大きく分けられる。これらを整理して現事業素早く対応すべきものできるものやそれらを整理をしながらすすめていくという作業をしていきたい。

大規模地震で倒壊の恐れがあるとよく言われているが、想定震度はいくらか。

市民部長 震度6である。

市長 南海地震は6弱か。

市民部長 海岸部で6弱、上部で5強と想定している。

市長 今回の大震災では津波は別として、地震の強度に対する建物の倒壊に関するデータは多くあるといえる。大震災では建物の倒壊はどうだったのか。

市民部長 津波以外、建物の倒壊などによるでの死者は少ない。

市長 防災拠点は当然急ぐ。命にかかわるもの、子ども、弱者そういう分類の仕方もあるので、すでに23年度は、やっているが、今後緊急・応急にやらないといけないものもあるので庁内的に、震災対策としてハード面ソフト面両方でチームを作ってもう一度トータルで整理する。抜けているところがあれば早急に対応するし、その他マニュアル的に対応すべきものなどもあるので、そういう体制を作って整理をして、緊急にすべきもの、想定を待ってやるべきもの、人の避難の体制など大きく整理をしてきたい。

副市長の方でまとめていただいて庁内的な組織を作り、その中でハードソフト防災計画とか、分けて考えたい。また、基金の中で対応できるものは対応していきたい。そのほか別子山・大島の孤立対策をしなければならない。ハード的なものは時間がかかるとして備蓄食料などソフトの対策をとっておかなければならない。

庁内組織の名称も含めて、緊急にやるべきもの、ハードはこういう考え方で、とか整理をしてやってください。

震災関連対策については今後、整理をして取り組んでいくこととする。

(4) 連絡事項

①住宅用火災警報器の設置について

②笑顔甲子園について

<市長> 配布資料に基づき説明をお願いします。

<消防長> 住宅用火災警報器の設置について
6月1日から設置が義務となるため、所属職員へのさらなる周知をお願いしたい。

<企画部> 「笑顔甲子園」について
本年8月27日、28日に高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園」を開催する。
出場者募集やイベントの告知についてよろしくをお願いしたい。

<市長> 以上で第2回庁議を終了する。